

おかげさま運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人おかげさまが開設する指定訪問看護ステーションそよかぜ（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 訪問看護ステーションそよかぜ
- 2 所在地 千葉県南房総市千倉町南朝夷1661

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 看護師等 常勤換算2.5以上
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までと日・祝祭日を除く。
- 2 営業時間 午前8時40分から午後5時20分までとする。但し、土曜は除く。土曜日は、午前8時40分から午前12時までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 食事および排泄等日常生活の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 療養生活や看護方法の指導
- 9 カテーテル等の管理
- 10 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の負担割合に応じた額とする。(※厚生労働大臣が定める基準(＝介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示すること)

次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 1 通常の事業の実施地域を越えて行う場合は、片道おおむね3キロメートル未満300円。
- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う場合は、片道おおむね3キロメートルを超える部分については、1キロメートルにつき50円とする。
- 3 死後の処置料は、12,000円とする。
- 4 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は南房総市(旧千倉町、旧白浜町、旧和田町、旧丸山町)の区域とする。但し他区域からの要望については、検討し対応する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③ 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後2か月以内
- 2 継続研修 年1回
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、授業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人おかげさまとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

この規程は、令和5年 9月1日から施行する。